

朝日福祉会における介護職員特定処遇改善加算について（内規）

【配分対象と配分方法】

1. 賃金改善の対象となるグループ

Aグループ： 経験・技能のある介護福祉士の資格を有している介護職員

介護福祉士の資格を有している介護職員であって、経験・技能を有していると認められる職員が対象となります。この経験・技能のある介護職員の考え方については、所属する法人等における介護福祉士の資格取得から勤続年数10年以上の介護職員が基本とされていますが、

- ① 同一法人のみではなく、他法人や医療機関等における経験等も通算する。
- ② 通算勤続年数13年以上の介護職員で介護福祉士の資格取得後、当福祉会での3年以上の勤続年数を経過した者も経験・技能を有している者とする。

Bグループ：上記A以外の、介護福祉士の資格を有している介護職員が対象となります。

2. 事業所における配分方法

実際の賃金改善の実施に当たっては、現行加算と同様、基本給、手当、賞与等、対象とする賃金項目を特定して実施することとなりますが、上記1のグループに配分するに当たっては、A、Bそれぞれのグループ毎の平均賃金改善額等について、以下の要件を満たす必要があります。但し、これは、あくまでグループ毎の平均賃金改善額に関する要件であり、それぞれのグループ内の職員一人ひとりの実際の賃金改善額は、柔軟に設定することができます。

Aグループの 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円以上、又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上でなければなりません。これらの計算に当たっては、手当等を含めて計算するほか、以下の点に留意。

- ・月額平均8万円以上の計算に当たっては、改善による法定福利費等の増加分は加味することができるが、現行加算による改善部分は除くこと。
- ・年額440万円以上の計算に当たっては、改善による法定福利費等の増加分を除くこと。なお、令和元年度については、特定加算の算定期間が10月から翌年3月までの最大6か月間しかないことから、12か月間算定すれば440万円となることが見込まれる場合についても要件を満たしているものとしてよい。

以上の要件については、Aグループ内に既に賃金年額440万円以上の者がいる場合は考慮する必要がない。

B：他の介護職員グループの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、A：経験・技能のある介護職員グループの賃金改善に要する費用の見込額の平均の1/2以内である必要があります。

（上記2.は愛知県介護職員特定処遇改善加算届出の手引きより）

3. 具体的支給方法及び計算

令和元年度は介護職員特定処遇改善加算の実施は10月～3月までの6ヶ月が対象。

但し、令和2年度以降は4月～3月の12ヶ月。

職員への支給については令和元年度は11月～4月の6ヶ月。翌年度以降は5月～4月の12ヶ月。(特定処遇改善手当として翌月支給)

支給額については退職・採用等による対象人員に変動があることから実績に応じ上記2の分配方法を条件としてその都度計算して支給する。(基本的には各グループ毎に均等とする。)

(1) 特定処遇改善手当は、次の各号に掲げる期間を除算する。

①休職していた期間

②負傷又は疾病(その負傷又は疾病が業務に起因する場合を除く)により勤務しなかった期間から就業規則に規定する休日を除いた、その勤務しなかった全期間

(具体的な計算例)

毎月の介護職員特定処遇改善加算額 \div (Aの対象人員 \times 2)+Bの対象人員 \div Bの1人あたりの額
Bのパート職員は常勤換算率で計算し、その残額はAのグループに加算。

- ・特養勤務者とデイサービス勤務者の各グループへの配分基準は、特養勤務者を1としてデイサービス勤務者を0.9として判定する。尚パートは0.8とする。
- ・端数処理＝算定額に100円未満の端数が生じた場合は100円に切上げる。
- ・1ヶ月に満たない場合は日割り計算とする。
- ・パート職員は上記金額に常勤換算率を用いて算定する。

尚、介護職員特定処遇改善加算が終了すればこの基準も廃止するものとする。

附 則

この内規は、令和1年10月1日から施行する。